

令和 8 年 6 月 5 日

第3回片品村議会会議録

利 根 郡 片 品 村

令和 8 年第 3 回片品村議会定例会会議録第 1 号

議事日程 第 1 号

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）午前 10 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3 1 号 片品村観光振興基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 2 号 片品村森林ゾーニング検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3 5 号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 発委第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3 6 号 物件売買契約の締結について
- 日程第 10 報告第 3 号 令和 7 年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 11 報告第 4 号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画について
- 日程第 12 議案第 3 7 号 令和 8 年度片品村一般会計補正予算（第 1 号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 3 1 号 片品村観光振興基金条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 2 号 片品村森林ゾーニング検討委員会設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 3 5 号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 発委第 1 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

改正する条例について

- | | | |
|--------|----------|-------------------------------|
| 日程第 9 | 議案第 36 号 | 物件売買契約の締結について |
| 日程第 10 | 報告第 3 号 | 令和 7 年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第 11 | 報告第 4 号 | 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画について |
| 日程第 12 | 議案第 37 号 | 令和 8 年度片品村一般会計補正予算（第 1 号）について |

会議録 1 号用紙

片 品 村 議 会 会 議 録			第 1 日
令 和 8 年 6 月 5 日			
出席議員 1 2 名		欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小 林 政 彦	(出 席)	
第 2 番	小 柳 紀 一	(出 席)	
第 3 番	萩 原 和 典	(出 席)	
第 4 番	萩 原 正 信	(出 席)	
第 5 番	狩 野 孝 夫	(出 席)	
第 6 番	北 澤 佳 子	(出 席)	
第 7 番	星 野 吉 弥	(出 席)	
第 8 番	千 明 勉	(出 席)	
第 9 番	後 藤 眞 平	(出 席)	
第 1 0 番	高 山 悦 夫	(出 席)	
第 1 1 番	星 野 栄 二	(出 席)	
第 1 2 番	飯 塚 美 明	(出 席)	

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	桑 原 信 一
教 育 長	星 野 文 隆
総 務 課 長	鎚 木 勲
住 民 課 長	永 井 利 和
保 健 福 祉 課 長	須 藤 錦 作
農 林 建 設 課 長	戸 丸 幸 生
むらづくり観光課長	星 野 一 忠
教育委員会事務局長	萩 原 一 彰
会 計 管 理 者	深 見 ま み

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長	小 林 由 里
主 査	狩 野 真 里 恵

議長（高山悦夫君） ただいまから、令和８年第３回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前１０時０８分 開会

日程第１ 会議録署名議員の指名

議長（高山悦夫君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、２番 小柳紀一君及び３番 萩原和典君を指名します。

日程第２ 会期の決定

議長（高山悦夫君） 日程第２、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から６月１２日までの８日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から６月１２日までの８日間に決定しました。

日程第３ 議案第３１号 片品村観光振興基金条例の制定について

議長（高山悦夫君） 日程第３、議案第３１号 片品村観光振興基金条例の制定について
を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第３１号 片品村観光振興基金条例の制定について、提案の説明を申し上げます。
片品村振興公社株式会社を指定管理者として管理させている施設等の整備及び運営に要

する財源を円滑に調整するため基金を設け、情勢に対応した柔軟な運営を可能にするため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

むらづくり観光課長 星野一忠君。

むらづくり観光課長（星野一忠君） むらづくり観光課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第31号 片品村観光振興基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 片品村観光振興基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第32号 片品村森林ゾーニング検討委員会設置条例の制定について

議長（高山悦夫君） 日程第4、議案第32号 片品村森林ゾーニング検討委員会設置条

例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第32号 片品村森林ゾーニング検討委員会設置条例の制定について提案の説明を申し上げます。

この条例は、森林・林業の観点から、片品村の10年先、20年先を見据え、村全体の活性化と持続的な発展のため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 戸丸幸生君。

農林建設課長（戸丸幸生君） 農林建設課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第32号 片品村森林ゾーニング検討委員会設置条例の制定についてを

採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 片品村森林ゾーニング検討委員会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長(高山悦夫君) 日程第5、議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(高山悦夫君) 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長(梅澤志洋君) 議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、先ほどの議案第32号でご承認いただいたもので、別表に「片品村森林ゾーニング検討委員会委員」の報酬日額8,000円を追加するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を定めるもので、公布の日から施行し、令和8年5月1日から適用するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(高山悦夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(高山悦夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第34号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第6、議案第34号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 議案第34号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

令和8年3月、特別職報酬等審議会を開催し、村長の給与については10%の増額、副村長及び教育長については、村長に対する率をそのまま適用することが望ましいとの答申をいただきました。この度の改正はその答申を受け、特別職の給与の引上げをお願いするものでございます。

なお、附則につきましては施行期日を定めるもので、令和9年4月1日からの施行をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第35号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第7、議案第35号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第35号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

この条例は、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める総務省令の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

住民課長 永井利和君。

住民課長（永井利和君） 住民課長。

（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第35号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 片品村地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 発委第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（高山悦夫君） 日程第8、発委第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議員定数及び議員報酬を検討する特別委員会委員長 小林政彦君。

（議員定数及び議員報酬を検討する特別委員長 登壇）

議員定数及び議員報酬を検討する特別委員長（小林政彦君） 発委第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を申し上げます。

本案は、議員定数及び議員報酬の在り方について調査・検討を行うため設置された「議員定数及び議員報酬を検討する特別委員会」における協議結果を踏まえ、さらに「片品村特別職報酬等審議会」においてご審議いただき、その答申を受けたことから、議会議員の議員報酬について所要の改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、近年における議長の職務及び業務量の増加、議員のなり手不足の解消、昨今の社会経済情勢及び近隣自治体との均衡等を総合的に勘案し、議長、副議長、委員長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ20%引き上げるものであります。

なお、施行期日については公布の日から施行し、公布日以降初めて行う一般選挙により選出された議員の任期の初日から適用するというものであります。

以上のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。

これから、発委第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 物件売買契約の締結について

議長（高山悦夫君） 日程第9、議案第36号 物件売買契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第36号 物件売買契約の締結について、提案の説明を申し上げます。

本議案については、国土交通省から社会資本整備総合交付金事業による補助金を受けての除雪車購入につきまして、去る5月12日に指名型プロポーザルを行い、事業者が決定しましたので、契約の締結をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 戸丸幸生君。

農林建設課長（戸丸幸生君） 農林建設課長。
（詳細説明）

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（高山悦夫君） これで討論を終わります。
これから、議案第36号 物件売買契約の締結についてを採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第36号 物件売買契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第10 報告第3号 令和7年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（高山悦夫君） 日程第10、報告第3号 令和7年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 報告第3号 令和7年度片品村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

この報告は、一般会計において令和7年度から令和8年度に繰り越して実施する事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

内容につきましては、戸籍附票旧氏記載に伴う戸籍附票システム改修業務委託費ほか5件の繰越事業について、総額8,646万8,000円の繰越計算書を調製いたしましたので、ご報告申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第11 報告第4号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画について

議長（高山悦夫君） 日程第11、報告第4号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

(村長 梅澤志洋君登壇)

村長（梅澤志洋君） 報告第4号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画について説明を申し上げます。

この報告は、新型コロナウイルス感染症での行政対応を教訓に、国や群馬県の行動計画が全面改定されたことを踏まえて、未知の感染症対策を含めた段階ごとの対策の明確化を計るための計画改定について報告するものでございます。平時からの体制や医療提供体制、検査体制の充実を強化した内容となっており、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

に関する事項や、実施する措置の基本的な事項を示す村の行動計画があることをご報告申し上げます。

議長（高山悦夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（高山悦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第１２ 議案第３７号 令和８年度片品村一般会計補正予算（第１号）について

議長（高山悦夫君） 日程第１２、議案第３７号 令和８年度片品村一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（高山悦夫君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第３７号 令和８年度片品村一般会計補正予算（第１号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，７４０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４３億３，９４０万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、県支出金、諸収入及び国庫支出金等の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、教育費、農林水産業費及び総務費等の増額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（高山悦夫君） 議案第３７号の質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（高山悦夫君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（高山悦夫君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午前10時38分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

片品村議会議長 高 山 悦 夫

片品村議会議員 小 柳 紀 一

片品村議会議員 萩 原 和 典